

吉野川歴史探訪 吉野川総合開発 その3

～「四国はひとつ」～

お疲れ様です。別宮川三郎です。前々回より吉野川総合開発について探訪しています。前回は銅山川分水のうち、昭和26年3月に徳島県と愛媛県で結ばれた第4次分水協定、昭和28年10月に完成した柳瀬ダムを探訪しました。銅山川分水問題は決着したと思われましたが、この分水問題は、当時議論されていた吉野川総合開発計画に影を落とすことになりました。今月号は、その経緯、その後の吉野川総合開発計画について、吉野川総合開発史（未定稿）、吉野川（毎日新聞社編）、吉野川百年史をもとに探訪しましょう。

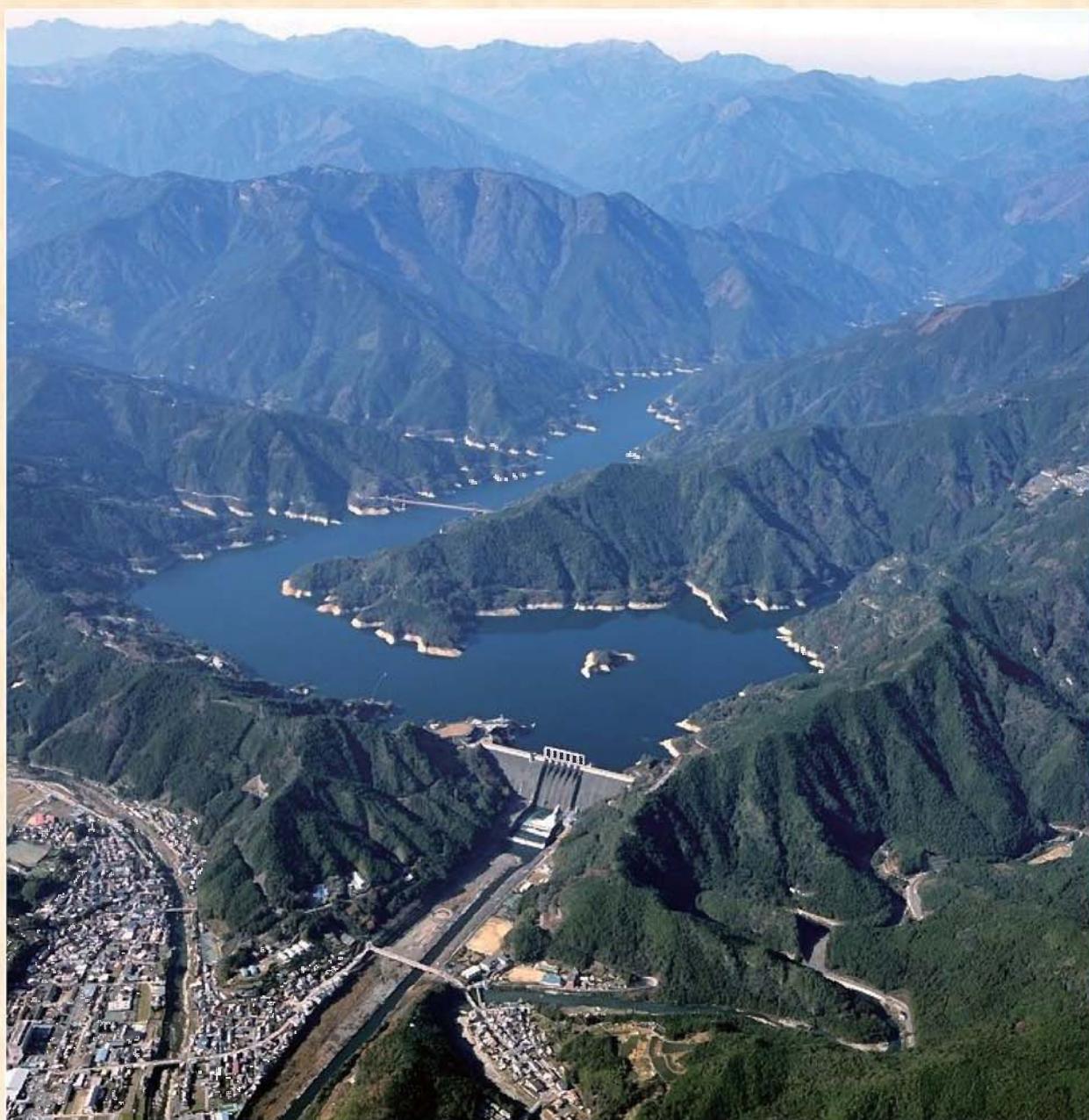


写真-1 吉野川総合開発の中核である早明浦ダム航空写真

提供：独立行政法人 水資源機構



図-1 吉野川総合開発計画図 提供：独立行政法人 水資源機構

1. 銅山川分水問題と吉野川総合開発計画の停滞

(1) 四国四県の立場

昭和30年10月、四国地方総合開発審議会のいわゆる「調整試案」が発表(Our よしのがわ VOL27 参照)されました。四国四県のそれぞれの受け止め方は異なり、受水側の香川県、愛媛県は「調整試案」に非常に乗り気で、高知県は中立的な立場でしたが、分水側の徳島県は慎重でした。徳島県の原知事は昭和31年2月県議会で、「開発の目的達成のためには、四国で手を握って相互扶助の方針でやる。しかし、吉野川から水を取られ、その上に64億5千万円とかの経費を負担せよといつても、それはできぬと断った。」と答えました。また、同年9月県議会で吉野川総合開発の関連質問として、分水を認めるのかという質問に対し、原知事は、「分水後の徳島に確保せねばならぬ水量を調査するが、四国全体のことも考え慎重に検討したい。」更に「協調としては調査をし、現実としては分水を拒否する。」と結びました。「分水拒否」という言葉が議会にてたのはこれが最初であったようで、そして、徳島県は調査や計画の立案は急ぐべきではない、時間をかけ慎重に結論を出すべきだとの方向へ向かったのでした。

(2) 銅山川分水問題が再び 吉野川総合開発計画への影響

銅山川では、第4次分水協定が昭和26年3月に成立するとともに、昭和28年10月には柳瀬ダムが完成し愛媛県側へ分水が始まり、ダムは国直轄で管理することになりました。

徳島県が吉野川総合開発計画の調整試案に対して、「分水拒否」を示すなか、昭和31年

に三好郡山城町（現三好市山城町）を巡視した原徳島県知事は、銅山川の水位が低いので協定違反の疑いをもち県議会も態度を硬化、昭和 31 年 12 月、徳島県議会は分水協定遵守についての決議をするに至りました。これは、発電の最大使用水量が $3.3\text{m}^3/\text{s}$ と定められているのに、愛媛県が尖頭負荷時の最大使用水量である $5.8\text{m}^3/\text{s}$ の規模で最大限に分水したこと、かんがい用水が発電に含まれていると解釈する愛媛県側との解釈の違いから生じたものでした。

こうして、徳島県と愛媛県との間では、厳しく対峙せざるを得ない状況となりました。昭和 32 年 8 月に愛媛県及び県議会が同件についての了解を得るために、徳島県を訪れましたが両県の和解、円満解決の道は遠く膠着状態が解けそうにありませんでした。このため、愛媛県は建設省中国四国地方建設局長に斡旋を求めたのでした。この分水協定問題は両県の政治問題に発展し、特に徳島県では過去の協定違反に対する愛媛県への不信感は強く、改訂に反対し、現協定を厳守することを強く表明しました。また、徳島県議会では「訴訟をもって協定破棄する心構えはあるか」と知事に迫る議員もいましたが、この問題に対して原知事は終始一貫、「円満に解決する。ダムを高くして貯水量を豊かにして被害のないように努めさせる。そして取水塔の管理を建設省の統制下におく線で解決したい」という姿勢でした。

建設省は、長期化した両県の紛争の調停に入り調整は難航を極めましたが①今後、分水違反が生じないように分水取水口は中国四国地方建設局が管理する。②年間 2,000 万 m^3 といわれる無効放流を有効に使う。③分水協定は改定する。という基本原則が両県で了承され昭和 33 年 10 月 1 日、第 5 次分水協定が両県知事の間で結ばれました。

この第5次分水協定によって、柳瀬ダムの放流量は細かく区分されることになり、吉野川下流の岩津地点と銅山川の流況によって、その日の調整流量が決められ、そのための制限水位も設けられました。その結果、豊水期の余った水のむだが減少し、年間約 3 億 m^3 の流入量のうち、1 億 m^3 が下流への責任放流量、1 億 m^3 が分水量、1 億 m^3 が無効放流量とされることになりました。

このように、第 5 次協定の締結に伴い両県の紛争は治まりました。吉野川（毎日新聞社）には、この間の徳島県と愛媛県のやりとりについて、興味深い記録がありますので、参考までに紹介します。【改正交渉のはじまる前、愛媛県副知事は昭和 32 年 8 月、「協定に含まれない余分の水があるので善処してほしい」と 300 万円を徳島県に贈り、また第 5 次協定の交渉で徳島・愛媛両県会議長らが話し合って 2200 万円の寄付金を出した。違反分水に対する謝礼であり、徳島県はこれで道路を開発しダムの放流を知らせる予報設備をした。】ことが、記載されています。紛争の解決に向け、関係者があらゆる努力をしていたことが伺える側面だと思います。

戦後、吉野川水系においては、豊富な水資源を総合的に開発し利用するため、経済安定本部が中心となって、計画案の作成が進められ、昭和 29 年、四国地方総合開発審議会はそれまでの複数の計画案について、各関係省庁、各電気事業者の協力の下、一本化し発表しました。この計画は、「調整試案」と称し、その実現に向けて、盛り上がりを見せ始めましたが、銅山川分水を巡る両県の紛争は、吉野川総合開発計画に水を差す形になりました。ただ紛争が直接の原因ではないにしろ、分水という問題が抱えている問題の複雑さを改めて、浮き彫りにしました。



写真-2 柳瀬ダム（昭和28年10月完成）



写真-3 分水取水口

提供：四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所

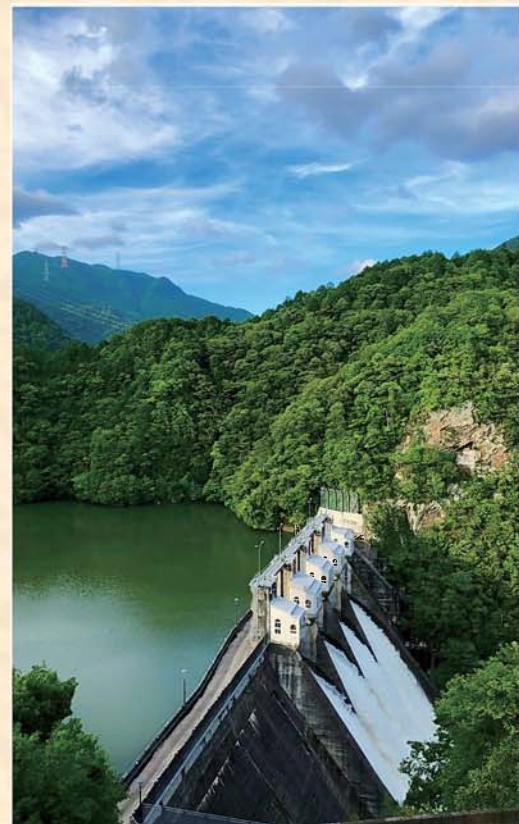


写真-4 柳瀬ダム堤体と貯水池



写真-5 銅山川分水協定書

出典：「第6回 四国水問題研究会 徳島県資料」

2. 吉野川総合開発計画の再燃

(1) 経済成長と開発促進法の制定

吉野川総合開発計画の策定の動きは、関係機関の地道な努力により、やっと昭和29年8月に調整試案としてまとめられたものの、銅山川分水問題を契機として、昭和30年頃から徳島県に分水反対の機運が強まり暫くの間、停滞を余儀なくされました。

しかし、この間、経済の高度成長に伴って積極的な基盤産業の整備が全国で進められましたが、四国においても、その後進性打破の意味もあって、工業誘致のための産業立地が強く望まれることとなり、そのためにも吉野川の水を総合的に利用する必要性が高まり、徐々にではありますが、再び総合開発計画樹立への熱意が高まってきていました。さらに、昭和35年4月、四国地方の資源の総合開発を促進するための「四国地方開発促進法」が制定され、同年7月に同法に基づいて、「四国地方開発審議会」（衆議院議員、参議院議員、四国四県及び和歌山県知事、関係市長代表、関係町村長代表、学識経験者、関係行政機関）が設立されて、この気運は一段と拍車がかけられ計画樹立の方向に進むことになりました。

(2) 吉野川総合開発計画の決定

四国地方開発審議会が発足し、昭和35年8月に第1回審議会が開催され、四国地方の開発促進に向けて動き始めました。その中でも吉野川の水資源開発は中心の柱であり、最もその実現が急がれるものでした。そこで、昭和37年4月に審議会の中に「吉野川総合開発部会」（四国四県知事、学識者経験者、関係省庁地方局長など）を設け、吉野川の開発に関する審議を行うことになりました。同年7月に第1回部会が徳島市で開かれ、①四国総合開発の中心として早明浦ダムを考えること。②今後は建設省の原案である「早明浦ダムを中心とした総合開発計画」に絞って討議を進めることの2点が確認されました。

また、技術的な問題は、技術小委員会で検討することを決定しました。更に地元に、「吉野川総合開発に関する協議会」（四国地方建設局、岡山農地事務局、四国通商産業局、四国四県）を設けて、四国地方建設局の資料や基礎データの検討を行うことになりました。ここに、開発促進への体制がようやく整い、開発計画実現への調整に踏み出したのです。

しかし、調整は難航しており、吉野川総合開発史（未定稿）によれば、徳島県では県議会の利水、工業誘致委員会が香川分水を伴う吉野川開発に反対し分水に強い拒否反応を示していたこと。また、香川県、愛媛県は多量の分水を希望し、更に費用割り振りで徳島県が少なすぎるとの意見があったこと。高知県は水源地域を抱えるダム地点であり犠牲に対する配慮が欠けるなどの強い意見が出されたと記されています。

調整は、早明浦ダムによる各県の用水配分と費用割り振りに難航を極め、昭和35年8月以降、「四国地方開発審議会」11回、「吉野川総合開発部会」4回、「技術小委員会」1回、吉野川に関する協議会21回に及ぶ調整協議を重ねました。また、四国地方開発審議会長の「四国はひとつ」のスローガンのもと後進地の脱却と発展を願って尽力した四国財界人、更に、開発の全国的な波に乗り遅れまいとし、ようやく協調体制の足並みが整ってきた四県の協力によって、昭和41年6月、東京で開催された第4回吉野川総合開発部会において、建設省から提出された最終試案が承認されることとなり、さらに四国四県の県議会も賛成の態度を示し、ここに戦後20年来の懸案であった吉野川総合開発計画もようやく決定の運びとなりました。

吉野川総合開発は、四国地方開発の鍵を握るものとして、戦後約20年をかけて計画立案と調整が重ねられ、昭和30年頃から昭和35年頃まで調整が難航し停滞することもありましたが、「四国はひとつ」という認識の下、四国四県の関係機関の協力により、立場の違いを乗り越えた調整によって大きく進展し、恩恵を受ける地域の悲願であった吉野川総合開発が実現しました。

吉野川総合開発計画策定後、計画の中核である早明浦ダムが建設され、昭和50年から運用を開始しています。吉野川総合開発では、四国四県に農業用水、水道用水及び工業用水を供給するとともに、洪水調節を行い、関連地域における人々の生活や経済活動の重要な基盤となっています。また、吉野川総合開発を池田下流の吉野川の治水の側面から考えたとき、早明浦ダムの建設による洪水調節効果の発現は、治水安全度を飛躍的に高めるとともに、岩津から池田の沿川住民の長年の悲願であった堤防整備に着手することを可能にしました。

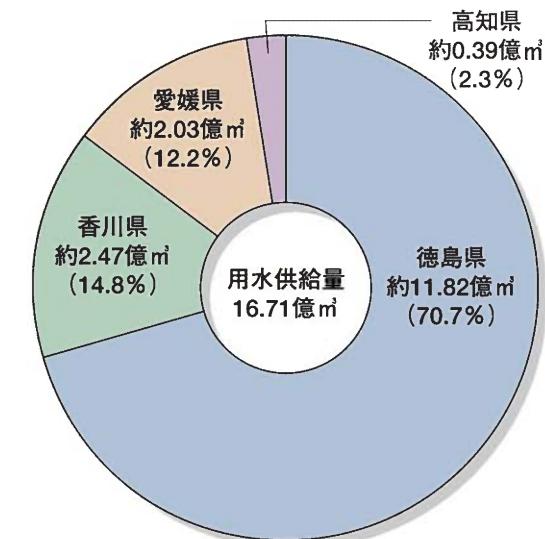


図-2 吉野川総合開発に関する用水供給量

出典：「水でつながる「四国はひとつ」

【最終提言書】～四国水問題研究会～」

吉野川水系の水利用率約45%
無効水量(洪水等) 54.9% (約26.7億m³)
※2
※3
仁淀川分水 3.5% (約1.7億m³)
穴内川分水 4.2% (約2.1億m³)
徳島用水 23.2% (約11.3億m³)
別子分水 0.9% (約0.4億m³)
愛媛分水 5.3% (約2.7億m³)
香川用水 4.3% (約2.1億m³)
高知分水 1.9% (約0.9億m³)
愛媛県 6.2% (約3.1億m³)
香川県 4.3% (約2.1億m³)
高知県 9.6% (約4.7億m³)
徳島県 79.9% (約38.9億m³)
年間流出量 48.7億トン (池田)

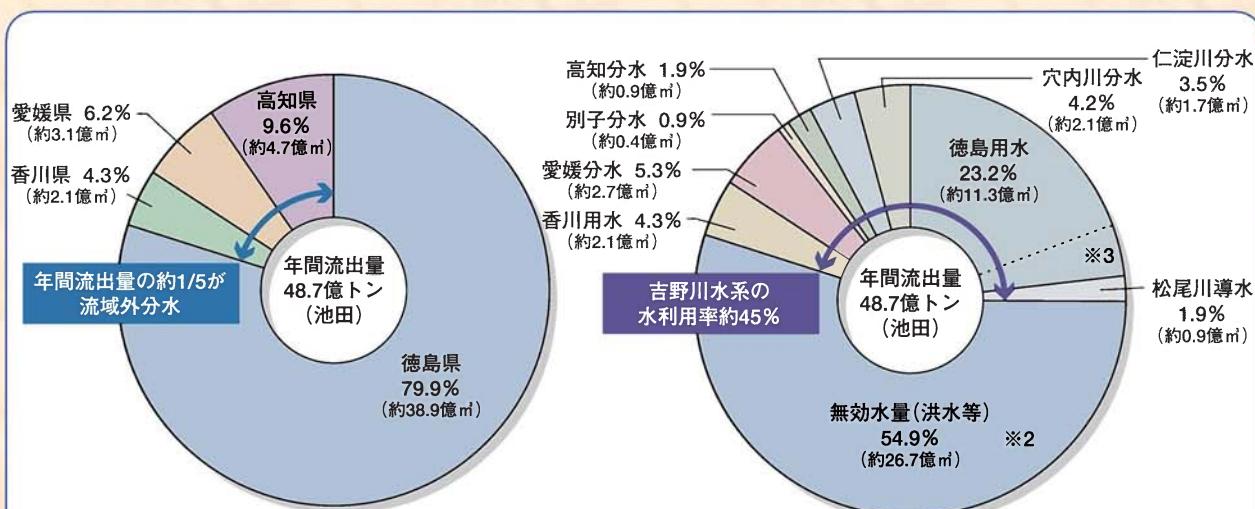


図-3 吉野川の水利用と分水状況（池田地点）

※1 水利用量とは、各用水および発電に使用された水量を示します。

※2 無効水量とは、洪水等で利用できていない水量を示します。

※3 徳島用水のうち、新規工業用水未利用分(6.0m³/s相当)を示します。

出典：ダム管理年報・取水量報告 平成8年～平成17年の平均値

次回からは、吉野川上流の堤防整備について探訪しましょう。